

# 大野市青年活動推進事業補助金交付要綱

(平成30年3月29日教委告示第5号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における青年活動の活性化及び青年活動による地域の活性化を図るため、青年団体が実施する事業に対して補助金を交付することに関し、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件を全て満たす青年団体（以下「青年団体」という。）とする。

- (1) 市内に在住又は市内の事業所に勤務する40歳未満の者が半数以上いること。
- (2) 市内で活動を行っていること。

(対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内で実施する事業であること。
- (2) 地域を活性化する効果が期待できる事業であること。

2 次の各号のいずれかに該当する活動は、補助事業の対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、若しくは儀式を行い、又は信者を強化育成する事業
- (2) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する事業
- (3) 団体の経常的な運営経費及び単に備品を購入するのみの事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反する事業

(補助金の額)

第4条 市長は、青年団体が実施する事業に要する経費に対して、150,000円を上限に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、同一団体への交付は1の年度内において1回を限度とする。

2 次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 食糧費
- (2) 団体の経常的な運営経費
- (3) 備品購入費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、青年活動推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 団体構成員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、事業計画書その他書類を審査のうえ、相当と認めたものについて、補助金の交付を決定し、補助金交付指令書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付決定した補助金の交付を受けようとするときは、青年活動推進事業補助金交付請求書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 補助金交付指令書の写し

(2) 振込先の通帳の写し(口座番号、口座名義等がわかるもの)

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

2 市長は、規則第11条第2項の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

(変更申請)

第9条 申請者は、交付決定を受けた事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、青年活動推進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、相当と認めるときは、補助金変更交付指令書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定の額を変更した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助金交付事業を実施する団体は、補助事業の遂行に当たり、善良な管理の下、事故防止等に最善の対策をとらなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金交付事業を実施した団体は、当該事業終了後速やかに青年活動推進事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業実施報告書(様式第9号)

(2) 収支決算書(様式第10号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な書類

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が規則第12条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。